



豊岡市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画 (概要版)

平成27年3月 豊岡市

1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成12年4月に施行された介護保険制度は約15年が経過し、高齢者を社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。

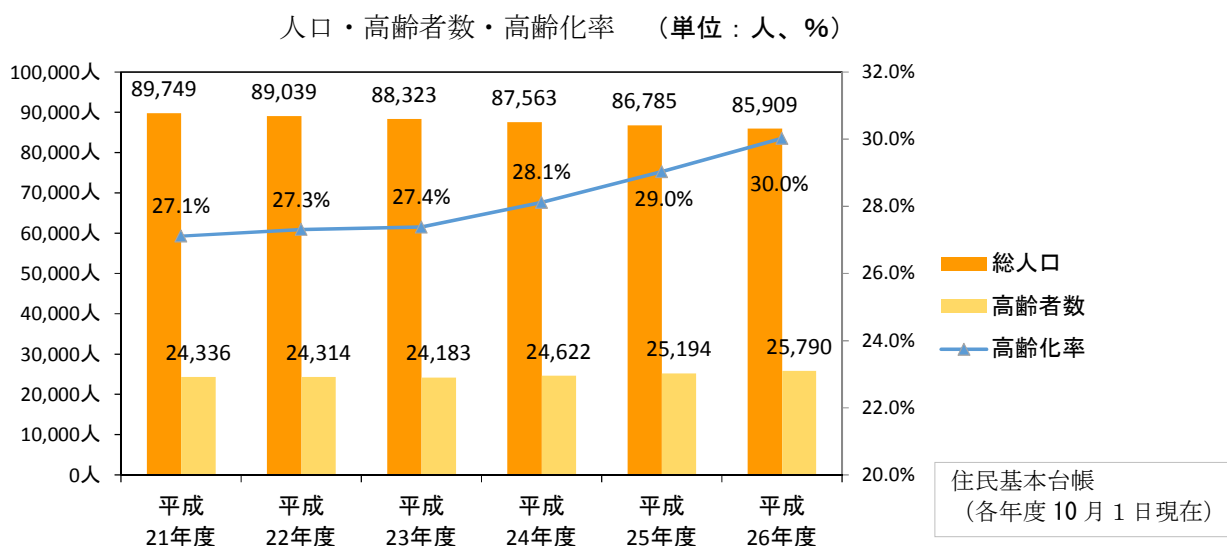
介護保険制度が施行された平成12年当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者は、現在1400万人になっており、国の試算では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には2000万人を超えると見込まれています。市の住民基本台帳より平成26年10月現在の高齢化率は30.0%であり、国の全国平均の推計値と比べ、高齢化が進んでいる状況にあります。今後、身体機能の低下や認知症などにより、何らかの支援を必要とする高齢者がますます増加していくことが見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、老人福祉計画および介護保険事業計画の一体的な見直しを行ったものです。

2 計画期間

平成27年度（2015年）～平成29年度（2017年）

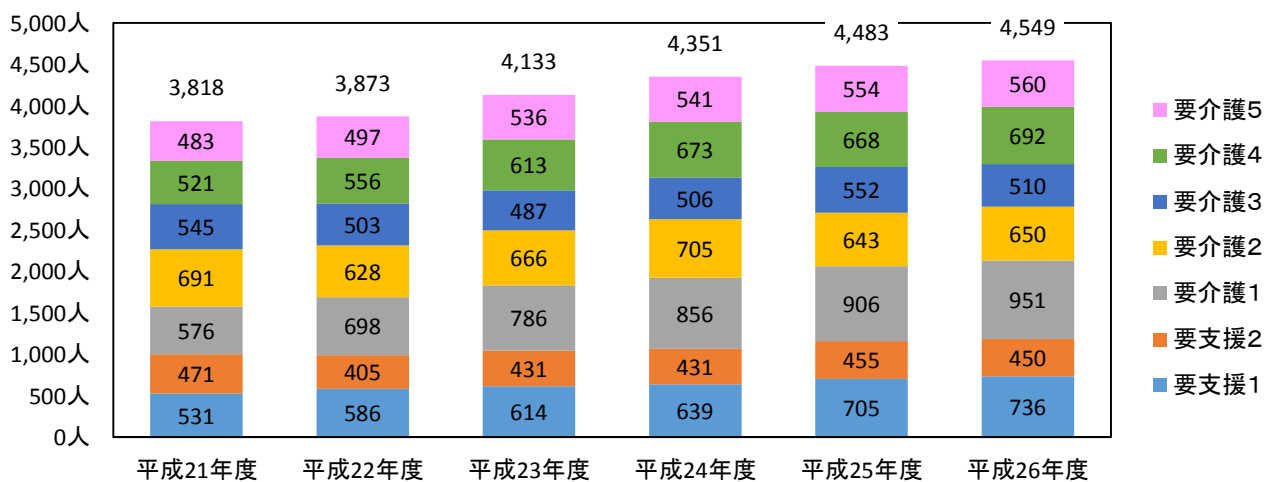
2 現状

1 人口、高齢者数の推移



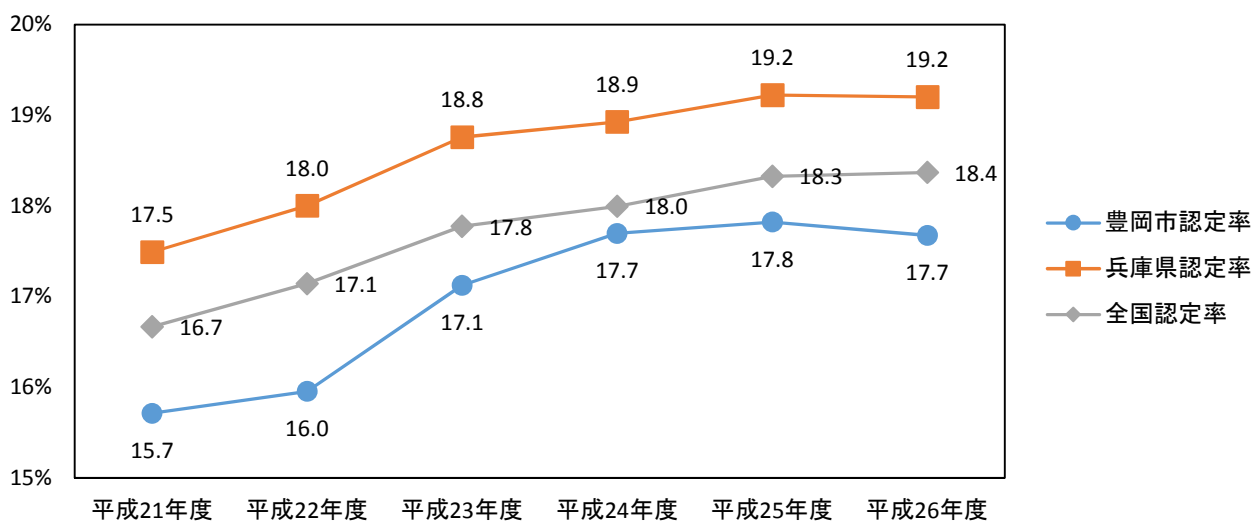
2 介護度別認定者数と要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）



介護保険状況報告（各年度9月月報）

要支援・要介護認定率の推移

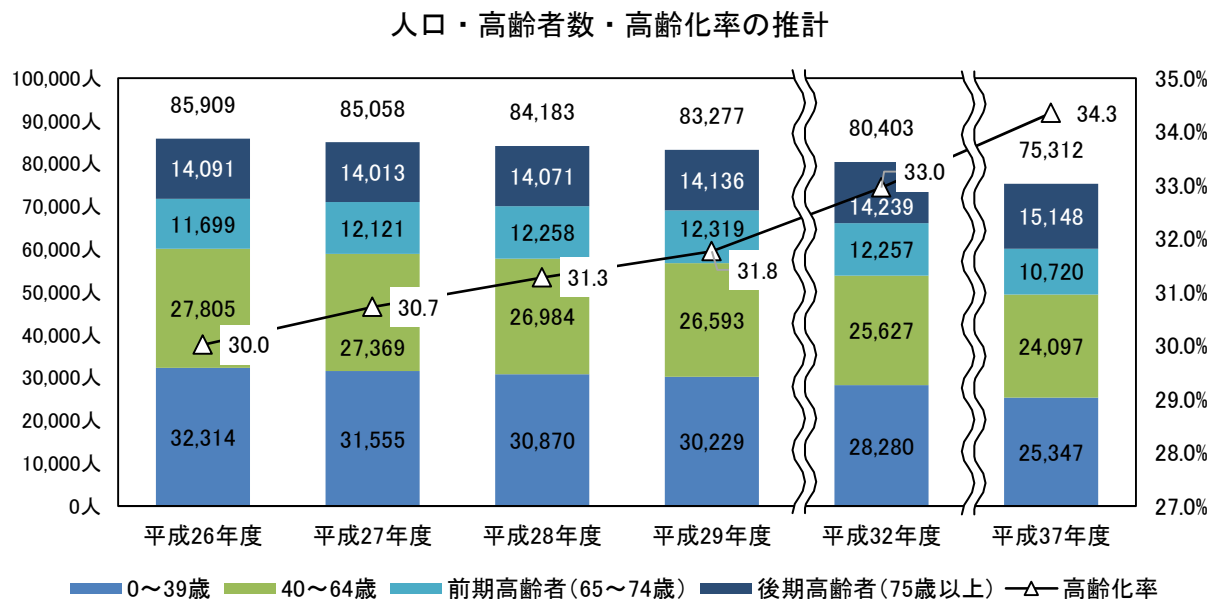


※上記の認定率は、要支援・要介護認定者数(第2号被保険者含む)÷第1号被保険者数で計算しています。

豊岡市集計

3 将来推計

1 人口・高齢者数の推計

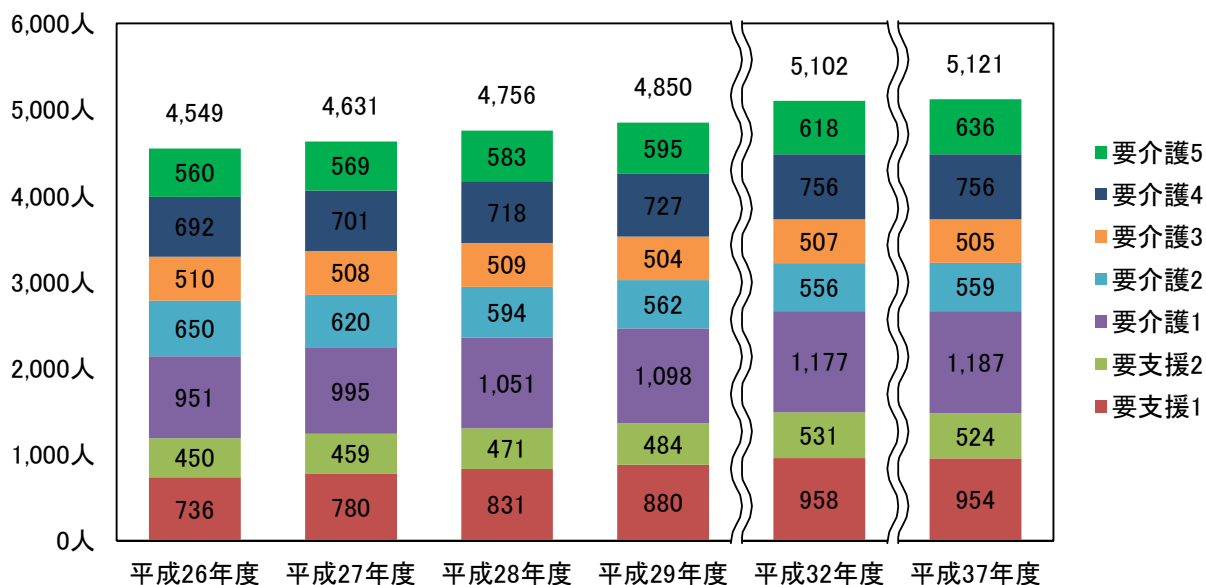


豊岡市推計:各年度10月1日現在の住民基本台帳データを基にコーホート要因法※により推計

※コーホート要因法…年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、および人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法

2 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数(第2号被保険者含む)



豊岡市推計(平成26年度は介護保険事業報告 平成26年9月分)

4 基本理念・基本目標・重点施策

1 基本理念

みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり

2 基本目標

第6期計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1

**高齢者がいきいき暮らせる
まちづくり**

地域で支え合いながら、高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくりを促進するとともに、安全で快適な生活環境づくりを推進し、高齢者がいきいき暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 2

**高齢者が健やかに暮らせる
まちづくり**

いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、保健・福祉・医療の連携のもと、介護予防事業などの地域支援事業の積極的な推進を図り、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 3

**高齢者が安心して暮らせる
まちづくり**

介護保険サービスの提供体制の確保、サービスの質の向上を図り、たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 重点施策 ～地域包括ケアシステムの推進～

地域包括ケアシステムは、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み」のことで、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に作りあげようというものです。

市においては、

- ・元気なうちは就労、ボランティア活動・趣味などの生きがい活動や社会参加を行うとともに、介護予防を行いながら、健康寿命※¹を延ばす
- ・在宅医療、在宅介護を充実させ、また、地域で支え合うことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活する

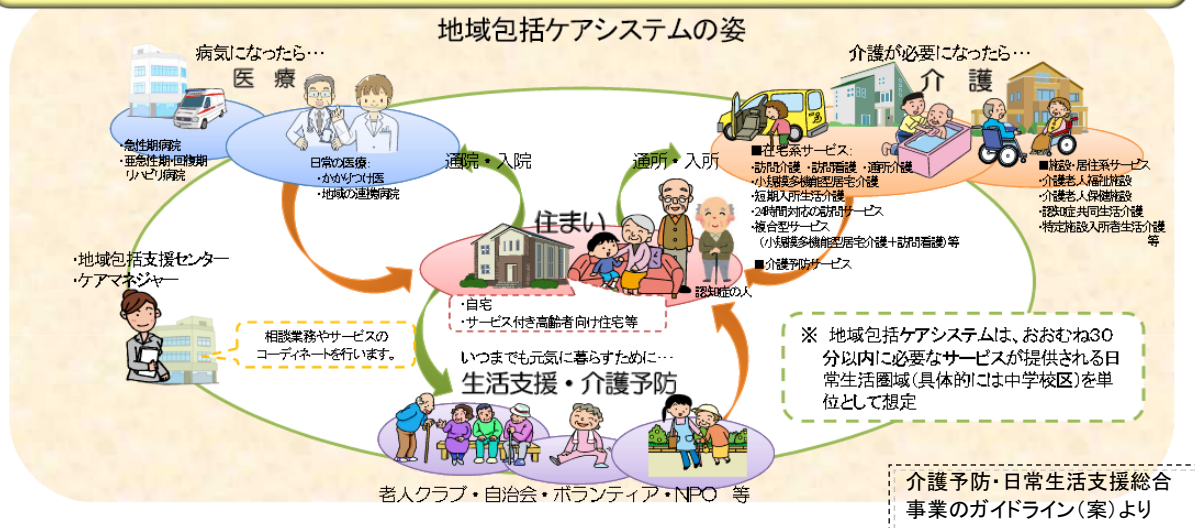
ことのできる地域社会の構築を目指すこととし、

- ①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援の充実・強化

を核とし、各種事業・サービスを相互に関連付け一体的に実施し、市と市民・関係機関・事業者等が目標を共有しながら、各圏域に適合した「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



※健康寿命：人が健康で自立した生活を送ることができる年数

5 介護保険サービスの充実

介護保険サービス体系表

	介護給付を行うサービス	予防給付を行うサービス
都道府県が指定および監督を行うもの	◎居宅サービス 【訪問サービス】 - 訪問介護 - 訪問入浴介護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 居宅療養管理指導 【通所サービス】 - 通所介護 ※1 - 通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 - 短期入所生活介護 - 短期入所療養介護 - 特定施設入居者生活介護 - 福祉用具貸与 - 特定福祉用具購入 ◎施設サービス - 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護療養型医療施設 ◎居宅介護支援 ※3	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 - 介護予防訪問介護 ※2 - 介護予防訪問入浴介護 - 介護予防訪問看護 - 介護予防訪問リハビリテーション - 介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 - 介護予防通所介護 ※2 - 介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 - 介護予防短期入所生活介護 - 介護予防短期入所療養介護 - 介護予防特定施設入居者生活介護 - 介護予防福祉用具貸与 - 特定介護予防福祉用具購入
市町村が指定および監督を行うもの	◎地域密着型サービス - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 - 夜間対応型訪問介護 - 認知症対応型通所介護 - 小規模多機能型居宅介護 - 認知症対応型共同生活介護 - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 - 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) ◎地域密着型通所介護 ※1 ◎居宅介護支援 ※3	◎地域密着型介護予防サービス - 介護予防認知症対応型通所介護 - 介護予防小規模多機能型居宅介護 - 介護予防認知症対応型共同生活介護 ◎介護予防地域密着型通所介護 ※1 ◎介護予防支援
その他	- 住宅改修費 - 特定入所者介護サービス費給付 - 高額介護サービス費給付 - 高額医療合算介護サービス費給付	- 介護予防訪問介護(相当サービス等) - 介護予防通所介護(相当サービス等) ※2

※1 小規模な通所介護（定員18人以下）の指定が県から市に移譲される。（平成28年4月1日～）

※2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は市で多様なサービスとして独自に指定を行い、地域支援事業として実施される。（平成27年4月1日～）

※3 宅介護支援事業者の指定が県から市に移譲される。（平成29年4月1日～）

6 第1号被保険者の保険料の確保

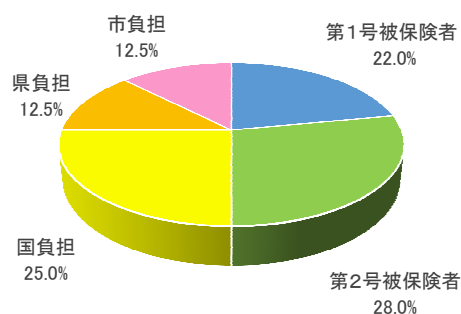
1 介護保険事業の負担割合

(1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められ、平成27年度からの第6期計画の期間においては、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%となります。（※第5期計画の期間の負担割合：第1号被保険者21.0%、第2号被保険者29.0%）

ただし、国負担分25%のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。



(2) 地域支援事業費

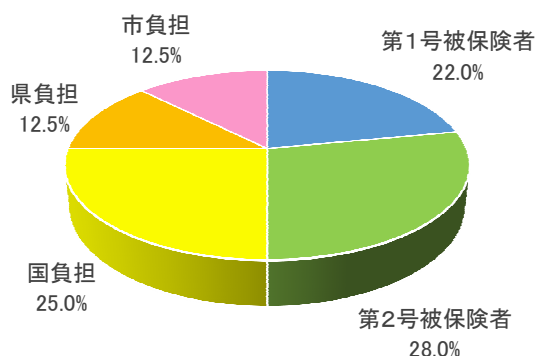
①介護予防・日常生活支援総合事業

50.0%を公費で、残りの50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。（第1号被保険者負担割合：22.0%）

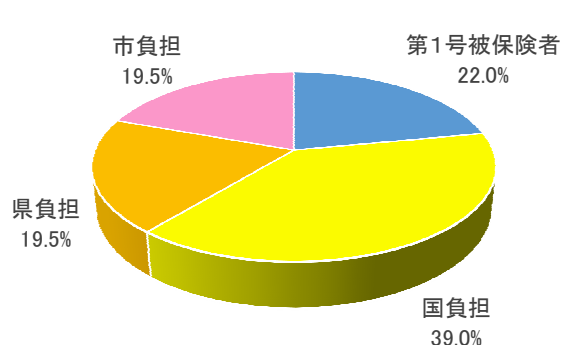
②包括的支援事業費・任意事業費

78.0%を公費で、残りの22.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業費・任意事業費



2 標準給付費および地域支援事業費の推計

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、審査支払手数料、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

第6期の計画期間において必要な介護保険事業の費用の推計は、過去の給付実績、介護報酬の改定（2.27%減）、サービス基盤の整備等から次のとおりとしています。

〔標準給付費〕

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費見込額	7,802,481	8,021,468	8,182,330	24,006,279
総給付費	7,308,747	7,536,244	7,672,591	22,517,582
特定入所者介護サービス費等給付額	338,124	322,319	330,949	991,392
高額介護サービス費等給付額	132,500	139,100	154,000	425,600
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,800	18,540	19,300	55,640
算定対象審査支払手数料	5,310	5,265	5,490	16,065

地域支援事業の事業費は次のとおりとしています。なお、これまで地域支援事業の事業費は介護給付費見込額の3%を上限とされていましたが、制度改正に伴い「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」それぞれで上限額が定められます。

〔地域支援事業費〕

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
地域支援事業費見込額	387,381	504,066	548,746	1,440,193
介護予防・日常生活支援総合事業	206,320	323,267	368,791	898,378
包括的支援事業・任意事業	181,061	180,799	179,955	541,815

3 介護保険料の推計

(1) 介護保険料の推計

第1号被保険者の保険料は、次の計算式により算出しています。

〔保険料基準額の推計〕

(平成27年度から平成29年度までの合計)

A	標準給付費見込額	24,006,278,852 円
B	地域支援事業費見込額	1,440,193,000 円
C	第1号被保険者負担分相当額	5,598,223,807 円
D	調整交付金相当額	1,200,313,943 円
E	調整交付金見込額	1,674,726,000 円
F	財政安定化基金拠出金見込額	円
G	財政安定化基金償還金	円
H	準備基金取崩額 (平成26年度末時点の準備基金の残額 100,494,000 円)	50,000,000 円
I	市町村特別給付費等	円
J	市町村相互財政安定化事業負担額	円
K	市町村相互財政安定化事業交付額	円
L	保険料収納必要額 $C + (D - E) + F + G - H + I + J - K$	5,073,811,750 円
M	予定保険料収納率	98.5%
N	所得段階別加入割合補正後被保険者数	76,196 人
O	保険料基準額(年額) $L \div M \div N$	67,603 円
P	保険料基準額(月額) $O \div 12$ ヶ月	5,634 円

(2) 介護保険料基準額(月額)

第6期の計画期間における介護保険料基準額(月額)は、次のとおりです。

5,634円

《参考》 第5期保険料基準額(月額) 4,830円

(3) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別の保険料は次のとおりです。

市では、より負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階区分を第5期と同じ10段階とします。(国は9段階)

(単位:円)

所得段階	年額	月額 (月平均)
第1段階(基準額×0.50)	33,802	2,817
・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階(基準額×0.70)		
住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方		
第3段階(基準額×0.75)	47,323	3,944
住民税非課税世帯で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方		
第4段階(基準額×0.90)	50,703	4,226
住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第5段階(基準額×1.00)	60,843	5,071
住民税課税世帯で本人が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方		
第6段階(基準額×1.20)	67,603	5,634
本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方		
第7段階(基準額×1.25)	81,124	6,761
本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方		
第8段階(基準額×1.50)	84,504	7,042
本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上、400万円未満の方		
第9段階(基準額×1.70)	101,405	8,451
本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方		
第10段階(基準額×1.75)	114,926	9,578
本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方		
	118,306	9,859

(4) 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化

介護給付費の5割は公費で賄われていますが、低所得の高齢者の保険料軽減を強化するため、別枠で公費が充てられます。

①平成27年4月から

市民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象とした軽減強化を実施。

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（年額） （下段は月平均）
第1段階	現行 0.5 → 0.45	現行 33,802 円 → 30,422 円 (現行 2,817 円 → 2,536 円)

②平成29年4月から

市民税非課税世帯全体を対象とした軽減強化を実施（予定）。

	介護保険料基準額に対する割合	保険料（年額） （下段は月平均）
第1段階	0.45 → 0.30	30,422 円 → 20,281 円 (2,536 円 → 1,691 円)
第2段階	現行 0.70 → 0.45	現行 47,323 円 → 30,422 円 (現行 3,944 円 → 2,536 円)
第3段階	現行 0.75 → 0.70	現行 50,703 円 → 47,323 円 (現行 4,226 円 → 3,944 円)

発行日 平成27（2015）年3月
発行 豊岡市
編集 〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号
豊岡市健康福祉部

介護保険課 TEL(0796)24-2401 FAX(0796)29-3144
高年福祉課 TEL(0796)29-0055 FAX(0796)24-9088
社会福祉課 TEL(0796)24-7033 FAX(0796)24-4516
健康増進課 TEL(0796)24-1127 FAX(0796)24-9605
URL <http://www.city.toyooka.lg.jp>